



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料5-1

従業員の労務管理に関する 行政手続コスト削減の基本計画

平成29年9月19日

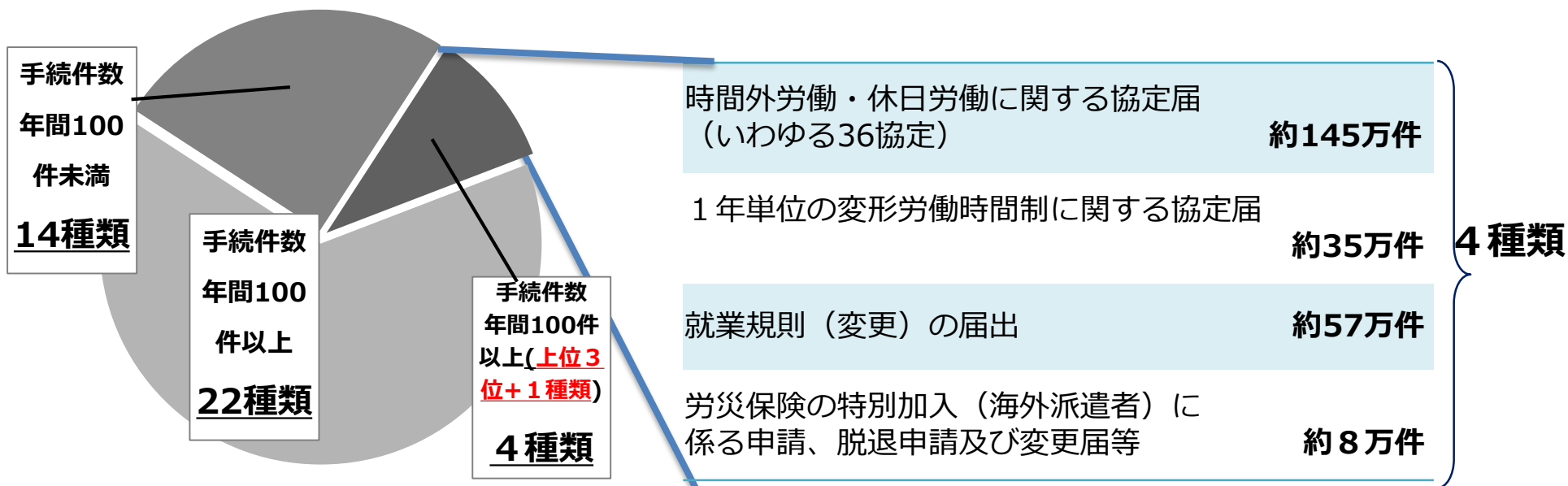
厚生労働省

1. 対象手続（労働基準法等）

労働基準法等の手続

コスト計測の対象としている**4種類**の手続で、全体の手続件数*のうち、**90%以上**の件数を占めている。
（*年間総手続件数 約**265万件**）

手続：全**40種類**



電子化の状況

全ての手続で **e-Gov** [イーガブ] による電子申請が可能

(参考) 労働基準法等に基づく手続一覧

(1) 労働基準法に基づく手続

時間外・休日労働に関する協定届や、就業規則の作成（変更）の届出など。労働基準法に基づき使用者が行政官庁に届け出る手続については、全ての手続において電子申請が可能。

(2) 労働基準法以外に基づく手続

① 労働者災害補償保険法に基づく労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る申請・脱退申請 ・変更届

海外派遣者の特別加入をしていない事業場が新たに労働者を加入させる場合、全ての加入者の特別加入を止める場合、変更が生じた場合及び海外派遣の内容が具体的に確定したときに各種書類を労働基準監督署長を経由して労働局長に提出するもの。これらについて、電子申請が可能。

② 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法に基づく継続雇用の高齢者に関する認定申請に関する手続

通常、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生するが、定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、労働局長に認定を申請し、認定された場合には、無期転換申込権が発生しないもの。電子申請が可能。

③ 最低賃金法に基づく最低賃金の減額特例許可に関する手続

最低賃金法第7条に基づく最低賃金の減額特例許可を受けようとする使用者は、許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出するもの。電子申請が可能。

④ 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出・認定申請

女性の活躍の推進又は次世代育成支援対策に関する取組に関する一般事業主行動計画を策定した旨の届出手続及び一定の基準に適合する一般事業主による認定申請の手続。いずれも電子申請が可能。

2. 対象手続（助成金）

助成金の手続

- ✓ 全**70**種類のうち、**42種類**の手続が基本計画策定対象
- ✓ 年間総手続件数 **約45.5万件**
- ✓ 例：特定求職者雇用開発助成金、キャリアアップ助成金、両立支援等助成金、人材開発支援助成金、建設労働者確保育成助成金 等

電子化の状況

- ✓ 電子化はされていない。

3. 現在の対応状況と今後のスケジュール①（労働基準法等）

課題

（民間事業者や全国社会保険労務士連合会等にヒアリングを実施）
電子申請の際の手続コストを削減して欲しい（申請に必要な電子署名の簡素化・合理化）等

電子署名の簡素化

（1）社会保険労務士が提出代行を行う際の使用者の電子署名及び電子証明書の省略

（労働基準法、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期特措法））

社労士等が電子申請を代行する場合には、社労士等の代行を証する書面の添付等をもって、使用者の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができることとする。

▶ **改正省令、通達発出等を12月中に施行予定**

（2）法人署名の省略（労働基準法、有期特措法）

使用者個人の公的個人認証（マイナンバーカード等）を利用した電子申請を認めることとする。

▶ **通達を12月中に発出予定（（1）と同時期）**

電子申請の利便性向上

（3）電子申請受理後の控の返送（労働基準法）

電子申請の受理後、窓口申請の際の受理印に相当するものを付した様式の控えを申請者に返送することとする。

▶ **平成30年度からシステム改修を開始し、平成31年度に稼働予定**

4. 現在の対応状況と今後のスケジュール②（労働基準法等）

課題

（民間事業者や全国社会保険労務士連合会等にヒアリングを実施）

- ・電子申請の際の手続コストを削減して欲しい（申請に必要な電子署名の簡素化・合理化）
- ・そもそも電子申請が可能であることを事業主が知らない
- ・電子申請の方法が分からない 等

手続の簡素化

（4）36協定届の本社一括届出手続の簡素化

現在、36協定の本社一括届出については、同一の過半数労働組合と締結した協定のみが対象となっている。今後、過半数代表者と締結した同様の協定等についても、本社一括届出を認めることとする。

▶ 通達を平成30年3月中に発出予定

（5）労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る報告書の廃止

海外派遣の特別加入者に係る海外派遣の内容が具体的に確定したときの報告書を廃止する。

▶ 現在、廃止に向けた検討中。平成31年度までに実施予定

普及・啓発

（6）電子申請の周知リーフレットや活用マニュアルの作成・周知等（労働基準法）

▶ リーフレットは12月配布予定、マニュアルは順次策定予定

（7）セミナーでの周知、リーフレット等の内容の充実（労働基準法以外）▶ 順次実施予定

5. 現在の対応状況と今後のスケジュール（助成金）

現状・課題

- (1) 申請書や添付書類の作成時間について、事業主によって要する時間の差が大きい。多く時間を要している事業主からは、「説明書が細かく理解に時間がかかる」などの意見があったことから、申請書の記載事項や必要な添付書類の理解に時間を多く費していると考えられる。
- (2) 申請に当たってハローワークや労働局に複数回相談に訪れている事業主が一定数いることから、ハローワークなどが相談を受けた際に一度に十分な情報提供ができていないことが考えられる。また、訪問回数が増えることで移動時間や待ち時間のコストがかかっている。

削減方策

(1) 郵送やオンラインによる申請の受付

郵送やオンラインによる申請を受け付けることにより、これまで事業主が申請を行うに当たって来所していた1回分の移動時間・待ち時間について、削減に取り組む。

(2) 申請手続の簡素化

書類作成補助ツールの作成や申請様式の簡素化により、理解に要する時間等を削減し、記載を容易にする。

(3) 申請に係る相談業務の効率化

- ・ 記入マニュアルの手交や電話での相談を積極的に行い、事業主が相談のために訪問する回数の削減を図る。
- ・ 記入マニュアルの分かりやすさ向上のため、記載内容にメリハリをつけ、ハローワークなどが説明に要する時間を削減する。

▶ 今年度末に向けて検討、平成31年度までに実施

(4) 申請様式のHP掲載

▶ 順次実施中